

# もっと知ろうよ！オキナワ！

## 第4回 普天間飛行場の辺野古移設を論じるシンポジウム開催

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35期)

### 1 まさにタイムリー！

2015（平成27）年11月5日、東京弁護士会が主催して「『辺野古の今を知る』～新基地建設計画の問題点と埋立阻止の可能性～」とのタイトルのもとにシンポジウムを開催した。

このシンポは、第1部で、沖縄タイムス東京支社報道部長・宮城栄作氏が動画、写真などにより、辺野古への移設問題に関連する最近のでき事を解説し、第2部で琉球大学教授（行政法）・徳田博人氏、沖縄弁護士会会員（辺野古埋立承認取消訴訟弁護団事務次長）・金高望氏をパネラーとし、私が司会をつとめてパネルディスカッションを行なう、という進行とした。

従前、普天間飛行場の辺野古移設には反対していた仲井眞弘多・前沖縄県知事が2013（平成25）年12月27日、一転して埋立を承認した。これに対して、翁長雄志・現沖縄県知事は、第三者委員会の報告に基づき、2015（平成27）年10月13日、仲井眞・前知事のなした埋立承認を取り消した。その後、この取消処分をめぐって、国と沖縄県とが交互に法的手段をとって対峙し、現在に至っている。

すなわち、国は、国土交通大臣に対して10月14日、行政不服審査法に基づく審査請求を行ない、併せて承認取消の執行停止申立をした。そして国土交通大臣は、10月27日、執行停止決定を行なった。この執行停止決定に対して、沖縄県は、11月2日、国地方係争処理委員会に審査申し出を行なった。この審査は、90日以内に審査を終えることが法定されているため、2016（平成28）年1月31日までに委員会の審査が終了し、結論が出されることになる。

また、一方で、国は翁長知事に対し、10月28日、承認取消に関し、是正勧告を出した。11月6日、翁長

知事がこの是正勧告に従わない旨の回答をしたため、国は、翁長知事に対し、11月9日、是正指示を出した。翁長知事は、この是正指示にも従わなかった。すると国は、11月17日、高等裁判所に、翁長知事に代って承認取消を撤回する代執行を求めて訴訟提起をした。

このように辺野古埋立承認取消をめぐって国と沖縄県が激しい攻防をくり広げるさ中に、今回のシンポは開催された。

### 2 沖縄タイムス・宮城氏の解説

宮城氏は、動画により、コバルトブルーで透明度の高い辺野古の海中を紹介し、また、報道写真により辺野古移設問題をめぐる最近の社会の動きなどを解説された。辺野古にある米軍キャンプのゲートは、これまで沖縄県警の機動隊が警備をしていたが、本パネルの数日前より、警視庁の機動隊が、沖縄にわざわざ派遣されてこれに加わるようになった。それだけ、地元出身の警察官が埋立に反対する住民の声に直面して耐えられないほどのストレスを感じる、ということなのであろう。

### 3 パネルのねらい

翁長知事は、埋立承認取消の行政処分を行なった。その理由は、埋立承認は、公有水面埋立法4条1項1号、2号の要件を満たしていないこと、すなわち、普天間飛行場を辺野古に移設することでえられる利益が自然環境、生活環境を維持する利益を上回るとは認められないこと、辺野古周辺の生態系、ウミガメ、サンゴ、海草藻類、ジュゴン、埋立土砂による外来種の侵入、航空機騒音、低周波音について配慮されているとはいえないこと、である。

パネルでは、埋立をめぐる実体的な問題（環境を守ることと基地を建設することの利害の比較衡量）について、訴訟で同様の論点につき国と対抗して議論を展開している金高弁護士にお話をお聞きし、埋立承認取消をめぐる手続的な問題（行政不服審査法、地方自治法など法的な手続はどうあるべきか、など）については徳田教授にお聞きすることにした。

#### 4 辺野古埋立をめぐる実体的な問題について

- (1) 普天間飛行場を早急に撤去することに多くの人は賛成するであろう。問題は、なぜ辺野古に代替施設を建設しなければならないのか、という点である。金高弁護士は、国の主張する根拠を客観的に説明して下さったが、私は、国の主張がどうしても納得できなかった。
- (2) 自然環境の保護、生活環境の保護は、埋立反対の立場からはむろんのこと、埋立を肯定する立場であっても説得力のある方策が打ち出されなければならない。ところが、どうも、そうではないようである。例えば、国は、埋立て予定の海域にあるサンゴを他の海域に移植してサンゴを守ろう、という議論をしている。しかし、もともとサンゴが生息していない場所（すなわち生息に不適切と思われる場所）に移植して大丈夫なのかどうか、しっかりとした検証がなされていない、というのである。

また、予定される滑走路は航空機が市街地の上空を通過しなくてもよいような向きになっているゆえ、生活環境にも配慮されたものである、というのが国の主張である。しかし、いかに日米で合意をしても、それが履行されないことがしばしばあった。そうした不安を払拭することができないように思った。

#### 5 辺野古埋立をめぐる手続的な問題について

徳田教授には、この点について解説をしていただいた。

すなわち、国が、翁長知事の埋立承認取消に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をしたが、審査請求の制度は、国に対する国民の権利利益を守り行政の運営を確保するためのものであり、本件のように、私人では立ちえないような立場にある国が用いるべきではないこと、執行停止制度も本来は国によって権利を侵害されようとしている私人の利益を守るための制度であること、そうした制度であるからこそ審査請求が認容された場合には、それ以上、その裁決の取消訴訟を提起することは許されないことになっている。そうした制度を今回、国は濫用したものだ、というのである。また、国は、ある時には私人として、また、ある時には私人では立ちえない立場にある主体として、矛盾する二つの立場を恣意的に使い分けている、との指摘がなされた。

#### 6 東京で沖縄の問題を扱うことの意義

沖縄問題対策部会では、沖縄のナマの声を東京で聞き理解する、ことを最大の眼目として、このパネルを開催した。パネル終了後、徳田教授、金高弁護士のお二人から、このような形で発言の機会を与えてくれたことにお礼申し上げる、また、NHKの取材、報道が入ったことにつき、東京でなければできないことである、などと感謝して下さったことは、当部会にとって望外の喜びであった。

\*表紙裏にカラー写真掲載